

通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)(生き生き元気教室型)

【事業者指定】

1	サービス提供の目的	介護予防に関する知識と実践方法を習得する また、住民主体の通いの場 または、一般介護予防事業への移行し、 地域で介護予防の取組の継続をめざす
2	サービス内容	約1時間の口腔・運動機能向上プログラム 約1時間の介護予防全般の学習 (運動は元気アップトレーニングメニュー、それ以外は栃木介護 予防プログラム) 集団指導 12週毎に評価を行う 原則送迎を実施
3	想定される対象者	現在の二次予防事業利用者の移行を想定 また、短時間のトレーニングにより、機能向上が見込まれる者
4	利用回数	週1回
5	利用時間	2時間
6	単価等	送迎付き(1人1回253単位×10円=2,530円) 送迎なし(1人1回203単位×10円=2,030円)
7	利用者負担額	介護給付の利用者負担割合 (1割。一定以上所得の利用者には2割)
8	併用できるサービス	訪問型サービス、通所型サービスB
9	サービス費用の請求方法	毎月、国保連に請求
10	限度額管理	限度額管理の対象 国保連で管理(限度額は移行型と同じ)
11	サービス提供者	運営法人の従事者等
12	指定基準	○人員 管理者:常勤・専従1(支障がない場合、他の職務、同一敷地内 の他事業所等の職務に従事可能) 従事者:市が実施する研修を修了した職員とする。 参加者15人までは、専従2以上 それ以上の場合には5人増える毎に従事者を1人増員 (管理者との兼務可能) ※ 従事者のうち2名は運営法人の職員とし、他の従事者は、 元気アップサポーター(元気アップトレーニングを指導で きる市民ボランティア)の内、元気教室対応研修を受講し 登録した者とする事が可能 ○設備 サービスを提供するために必要な場所 (両手を広げてぶつからないで運動ができる広さ) 法人が実施している他の事業の実施場所とは区分し実施 非常災害に必要な設備、サービス提供に必要な設備・備品 ○運営 利用者との契約 個別サービス計画の作成 従事者の清潔の保持・健康状態の管理 従事者又は従事者であった者の秘密保持 事故発生時の対応 廃止・休止の届出と便宜の提供
13	備考	※資料代は実費